

《 市川市 少年野球リーグ 会則 》

(平成22年4月11日改正)

(名称及び組織)

第1条 この会は、市川市少年野球リーグ(以下「リーグ」という)といい、市川市内の小学生軟式野球チームをもって組織し、事務局を会長宅に置く。

(目的)

第2条 リーグは、少年野球の普及と少年相互の親睦を深めるとともに、次代を担う少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 リーグへの参加資格は、市川市少年野球連盟に所属するチームとする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 少年野球のリーグ戦及びトーナメント戦の開催
- (2) 少年野球教室の開催
- (3) 総会及び新年会の開催
- (4) 懇親に関する事業
- (5) その他、少年の健全育成に関する事業

(保険)

第5条 前条の事業を実施するにあたり、不測の事態に備え、その一部を補填するため、チームごとにスポーツ傷害保険等に加入する。

(役員)

第6条 リーグに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局員 3名以上6名以内
- (5) 審判部長 1名
- (6) 審判部員 各チーム2名以上
- (7) 実行委員 各チーム1名
- (8) 会計 2名
- (9) 監査 2名
- (10) 名誉顧問 1名
- (11) 顧問 若干名 (22.4.11改正)

(任 務)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、リーグを代表し、かつリーグを統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 事務局長は、リーグのすべての業務に関する連絡調整を行う。
- (4) 事務局員は、事務局長の指示に従い、少年の健全な育成を図るべくリーグ運営の全般にあたる。また、事務局長に事故あるときは、これを代行する。
なお、代行者は、事務局員の互選による。
- (5) 審判部長は、事務局長と連絡調整し、試合運営の全般にあたる。
- (6) 審判部員は、審判部長の指示に従い、試合の円滑な運営にあたる。
- (7) 実行委員は、チームを代表して、リーグ運営の全般について連絡調整にあたり、とともにリーグの充実発展にあたる。
また、実行委員は他の役員を兼ねることもできる。
- (8) 会計は、リーグの会計を担当する。
- (9) 監査は、リーグの事業内容及び会計を監査する。
また、他の役員を兼ねることはできない。
- (10) 名誉顧問は、総会において意見を具申することができる。
- (11) 顧問は、総会において意見を具申することができる。

(任 期)

第8条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。また、任期途中で役員を退いた場合の後任期間は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 総会は、リーグの最高議決機関であり、リーグ加盟チームを以って構成する。
- (2) 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。通常総会は毎年2回開催する。臨時総会は必要に応じ開催する。
- (3) 総会は、次の事項について議決する。
 - ① 事業計画及び予算の決定
 - ② 事業報告及び決算の承認
 - ③ 役員を選出及び承認
 - ④ 会則の改廃
 - ⑤ その他、必要な事項
- (4) 役員会は、第6条(2)から(5)及び(8)を以って構成する。
- (5) 役員会は、新たな事業及び総会に附すべき事項を協議決定し、総会において承認を受けるものとする。
- (6) 会議は、副会長が召集する。また、議長は事務局長があたる。

- (7) 会議は、構成員の過半数の出席を以って成立し、決議は出席チームの半数を以って成立する。

(会費等)

第10条 リーグの会費等は、次のとおりとする。

- (1) リーグの経費は、会費及びその他の収入を以ってあてる。
- (2) 会費は、チームあたり、総会で決議された金額とする。
なお、退会する場合は、退会月分までの会費を徴収する。
- (3) 会費は、前項の規定にかかわらず、会費が不足する場合には、総会及び役員会での決議に基づき不足分を徴収することができる。
- (4) (1)の規定にかかわらず、第4条(2)から(5)に規定する事業を行うときは、総会及び役員会での決議に基づき事業の参加者から会費を徴収することができる。
- (5) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日を以って終わる。

(21.1.18 改正)

(解 散)

第11条 本会は、リーグの解散により解散する。また、会費の精算は、リーグの金融機関口座を解約し、残された会費を精算する。

(雑 則)

第12条 本会則に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附 則 (平成18年2月5日)

本会則は、平成18年年2月5日から発効する。なお、本会則の発効以前については、同様の会則により運営されていたとみなす。

附 則 (平成21年1月18日)

本会則は、平成21年年1月18日から施行する。

附 則 (平成22年4月11日)

本会則は、平成22年年4月11日から施行する。